第2章　東京消防庁のあらまし

第1節　東京消防庁の体制

1－1　東京消防庁のあゆみ

東京の消防は、明治13年６月当時の内務省に公設常備消防機関として「消防本部」が設置されたことに始まります。その後、昭和23年３月「消防組織法」が施行され、自治体消防制度の発足とともに特別区の存する区域の消防行政は、東京都（知事）が一体的に管理することになり「東京消防庁」が設置されました。

一方、多摩地域においては市町村単位に消防の任務を果してきましたが、行政需要の増大等に伴い、東京都は、昭和35年以降逐次消防事務の受託を開始し、現在、受託市町村数は25市３町１村となっています。

写真92　東京消防庁本部庁舎

1－2　消防の業務

消防は、都民の生命、身体及び財産を災害から守るために、火災の予防、警戒及び鎮圧をはじめ交通事故や労災事故等における救助、救急業務を行っています。

また、震災対策、水防活動、その他都民生活の安全を守る業務など、幅広い分野にわたって防災活動を実施しています。

1－3　消防体制

東京消防庁は、本部のもと消防方面本部10、消防署81、消防分署３、消防出張所208に、職員18,408人を擁し、また、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車、消防艇、ヘリコプターなど近代装備を有する消防車両等1,974台を配置して災害に備えています。